

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第21号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年2月18日 07時10分ごろ	
発生場所	熊本県八代港 八代港防波堤灯台から真方位205°5, 400m付近 (概位 北緯32°28.7' 東経130°30.6')	
事故等調査の経過	平成23年3月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底擦過傷、プロペラ損傷	
事故等の概要	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約1.90m、船尾約3.38mの喫水で八代港を手動操舵で北進中、平成23年2月18日07時10分ごろ、前路の漁船を避けるために右舷側に転舵したところ、船底後部が浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、八代港の水路調査を行っておらず、浅所の存在を知らなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、八代港を北進中、船長が、水路調査を行っていなかったことから、前路の漁船を避けようとして右転したところ、浅所に向けて航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、八代港を北進中、船長が、水路調査を行っていなかったため、前路の漁船を避けようとして右転したところ、浅所に向けて航行し、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	